

金城学院大学研究員規程

(1986年9月24日制定)
最終改正 2005年3月14日

(目的)

第1条 この規程は、本学において研究を希望する者にその機会を与え、学術研究とその能力のいっそうの向上を図ることを目的とする。

(受入れ)

第2条 本学は前条の目的を達成するため、大学等の教職員、公共機関又は企業の職員あるいは個人の希望に応じて、研究員を受け入れることができる。

2 大学等の教職員は、客員研究員といいその他は研究員という。

(出願・許可)

第3条 出願を希望する場合、出願者個人又はその所属する機関の長の研究願に、関係書類（最終学校の卒業証明書及び履歴書）を添えて、指導を希望する教員の承諾を得たうえ、その教員の所属する学部長に申し出るものとする。

2 学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(指導料)

第4条 研究員は、指導料を納付しなければならない。

2 指導料の金額は、別記のとおりとする。

3 実験、実習に要する費用は、別に徴収する。

4 客員研究員には、指導料の納付を免除することができる。ただし、研究上必要な諸経費は、本人の負担とする。

(納付期限)

第5条 前条に掲げる諸費用は、定められた期日までに前納するものとする。納付後は、いかなる理由があっても返還しない。

(奨励研究費の交付)

第6条 指導教員の奨励研究費として、指導料の80パーセントを交付する。

2 奨励研究費に関する細則は、別にこれを定める。

(寄付金の採納)

第7条 研究員の受け入れに関わる寄付金の申し出がある場合、申出者の意思を尊重して、奨学寄付金として受け入れることがある。

2 奨学寄付金は、指導教員の奨励研究費として交付する。

3 奨学寄付金に関する細則は、別にこれを定める。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。

(研究期間の延長)

第9条 研究期間の延長を希望する場合、研究継続願を期間満了1か月前までに提出するものとする。学長は、教授会の議を経て、研究期間の延長を許可することができる。

(特典)

第10条 研究員は本学の諸規則にしたがって、本学の施設及び設備を利用することができる。

(許可の取消)

第11条 研究員が本学の規則に違反したとき、又は疾病その他の事由により研究を継続することが困難と認められた場合は、学長は教授会の議を経て、研究員の許可を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、1986年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、2002年11月25日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (2005年3月14日常任理事会)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

別記

○金城学院大学研究員規程第4条による指導料

月額	5,000円
----	--------